

平成6年2月

平成6年度の税制
改正に関する答申

税制調査会

まえがき

- 1 税制調査会は、平成5年9月3日の総会における内閣総理大臣の挨拶を新たな諮問と受け止め、同月以降審議を重ね、その結果を平成5年11月「今後の税制のあり方についての答申」としてとりまとめた。
- 2 その後、当調査会は、この「今後の税制のあり方についての答申」を踏まえ、平成6年度の税制改正について審議を行い、平成6年2月9日の総会において、その結果を「平成6年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

平成 6 年度の税制改正に関する答申

平成 6 年 2 月 9 日

内閣総理大臣 細川護熙 殿

税制調査会会长 加藤 寛

平成 6 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委 員	新 谷 勝	佐々木 喜久治
	飯 田 経 夫	椎 名 武 雄
	五十畠 隆	杉 田 亮 育
	石 弘 光	寺 田 千代乃
	井 上 光 一 子	早 野 仙 平
	大 宅 映 映	松 井 義 雄
	貝 塚 啓 啓	松 本 衛 次
	片 岡 輝 昭	宮 崎 邦 次
	加 藤 寛 宏	森 田 彦 臣
	金 子 哲 郎	山 下 成 吾
	川 上 哲 郎	山 城 精 吾
	後 藤 森 重	山 山 和 二
	小 松 勇 五 郎	横 吉 正 江
	近 藤 隆 之	國 田 純
	堺 屋 太 一	和 竹 郎
特別委員	大 田 弘 一 子	服 部 次 郎
	岡 田 卓 也	廣 瀬 一 郎
	清 宮 龍 雄	松 尾 好 文
	河 野 光 雄	吉 田 治 一
	鈴 木 淑 夫	
	高 原 須 美 子	

目 次

	頁
一 基本的考え方.....	1
二 平成6年度の税制改正.....	1
1 当面の経済状況等への対応.....	1
(1) 所得税、個人住民税の減税.....	1
(2) 相続税減税.....	3
(3) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の 税率の特例.....	4
2 土地税制.....	4
3 課税の適正・公平の確保.....	5
(1) 公益法人等に対する課税.....	5
(2) 交際費課税.....	5
(3) 用途不明金.....	5
(4) 租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化.....	6
4 酒税.....	6
5 その他の.....	7
(1) 個人住民税.....	7
(2) 法人住民税の均等割.....	7
(3) 不動産取得税・登録免許税.....	7

当税制調査会は、平成5年9月3日の当調査会総会における細川内閣総理大臣の「所得税減税を含めて直間比率の是正など税制の抜本的改革について十分な審議をいただき、適切な指針を賜わることを改めてお願い申し上げる」との挨拶を新たな諮問と受け止め、9月以降審議検討を重ね、その結果を平成5年11月「今後の税制のあり方についての答申——『公正で活力ある高齢化社会を目指して』——」(以下「中期答申」という。)としてとりまとめた。その答申を踏まえ、当面の課題である平成6年度の税制改正について検討を行った。

一 基本的考え方

- (1) 当調査会は、中期答申において、「税制の総合的見直しは、『公正で活力ある高齢化社会』の実現を目指すものであり、そのためには、個人所得課税の累進緩和を通じた負担軽減と消費課税の充実などにより、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系を構築し、社会の構成員が広く負担を分かち合うことが重要である」との基本的考え方を示した。さらに、政府に対して、中期答申の提言に沿って、できる限り速やかに税制の総合的見直しの具体化に向けた努力を行い、改正事項の全体を一体的に成案化し、実施するよう要請したところである。
- (2) この中期答申を踏まえ、当調査会としては、平成6年度の税制改正において、税制の総合的見直しの具体化を目指して審議を進めてきたが、政府・与党間の協議の結果、最終的にはその実現が先送りされることとなったのは誠に遺憾である。

しかしながら、政府・与党間の協議においては、税制改革について、平成6年の国会において関係の法律を成立させるとの方針が明示された。当調査会としては、政府がこの方針どおり、中期答申で示した基本的方向に沿って、早急かつ真剣に国民の理解を求める努力を払い、その意見に十分耳を傾けながら、税制の総合的見直しに正面から取り組み、一刻も早くその一体的な実現を図るよう強く要請する。

二 平成6年度の税制改正

1 当面の経済状況等への対応

- (1) 所得税、個人住民税の減税
 - ① 当調査会は、中期答申において、税制改革の一環として、所得税、個人住民税に関し、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため全体としての税率構造の累進性の緩和を進めるとともに、消費税率の引上げに対応して少額納

税者層を中心とした個人所得課税の負担にも十分配慮する、との考え方に基づいて税負担の大幅な軽減を図る必要がある旨、指摘したところである。

- ② 一方、我が国の景気の現状は厳しく、景気対策としての所得減税を求める声が内外ともに極めて強くなってきており、こうした要請に対応することが重要な課題となっている。

この場合、税制改革全体を一体として推進する中で、個人所得課税の負担軽減を消費課税の充実よりも先行して実施することとすれば、中期的に財政収支のバランスを確保しつつ、当面の景気動向への対応が可能となる。その意味で、こうした考え方は景気対策の観点からは一応是認されてよいのではないかと考える。

しかしながら、上に述べたとおり、税制改革については、政府・与党において今後引き続き協議することとされたことから、景気問題に対し、税制改革の一環としての個人所得課税の負担軽減の先行実施という手法を探ることができないことがとなった。こうした中で、財源のあてもなく所得減税を行うべきではないとの意見がある一方で、景気対策の緊要性の観点から何らかの所得減税を行うべきではないかという意見があった。

本年中の国会において税制改革を実現するとの政府・与党の方針が明らかにされているといった事情を踏まえると、当面の経済の低迷を開拓するため、いわば緊急避難的な措置として、異例のことではあるが、1年間に限った所得減税を実施することもやむを得ないものと考える。

ただ、このことが財政事情の更なる悪化を招き、後世代に大きな負担を残すようなことは厳に避けるべきであり、税制改革を推進する中で、この時限的な所得減税によって生ずる財政負担についても適切な対応がなされるべきであろう。

- ③ このような景気対策の観点からの時限的な所得減税に関し、政府は、平成6年分の所得税額及び平成6年度分の個人住民税額から各々20%相当額を控除する方式により減税を実施するとの具体案を提示した。

この減税案については、中期答申で指摘した個人所得課税のあるべき姿を踏まえたものになっていないといった指摘があったが、(イ)当面、償還財源の具体的な手当てのない状況下で時限的に行われるものであること、(ロ)現行の所得税制に直接影響を及ぼすような改正を回避しつつ、個々の納税者の現在の税負担に応じた負担軽減が図られること、(ハ)納税者にとって分かりやすく実務的にも簡便なもの

であること等にかんがみれば、景気対策の緊要性に配慮した臨時異例の措置として、また税制改革実現に向けてのいわば橋渡しとして、これを理解することができると言える。

(2) 相続税減税

バブル経済期の地価高騰によって、相続税収は高い伸びを示し、相続税の課税件数割合も増加し、とりわけ合計課税価格に対する相続税額の割合が顕著に増加した。昨今の地価の下落により、相続税負担は緩和されつつはあるものの、小規模な宅地の所有者においても相続税が相続人の居住や事業の継続を困難にしているとの指摘を踏まえ、下記のとおり中期答申に沿って速やかな減税措置を探ることが必要であると考える。

なお、相続税は所得税とは異なり、年々別個の納税者によって負担されるものであり、単年度限りの減税は、たまたまその年に相続が発生した納税者を優遇することになることから、納税者間の不公平を招くこととなる。このように相続税は単年度の措置になじむものではないので、恒久的な減税を行うべきである。

- ① 最近における合計課税価格に対する相続税負担額の割合の上昇にかんがみ、その累進構造の緩和を図るために、現行の最高税率、最低税率を維持しつつ、税率区分の幅を拡大するとともに、制度の簡明化を図るため、現在13段階となっている税率の刻み数を減らすのが適当である。なお、課税最低限についても、計算の簡明化の見地から、その見直しを行うべきである。
- ② 事業用及び居住用の小規模宅地等の評価額から一定割合を減額する特例措置について事業あるいは居住が相続人により継続される場合に限って、その減額割合の拡大を図るべきである。なお、事業の継続と居住の継続とを区別する必然性に乏しいことから減額割合は同一とするのが適当である。
- ③ 生存配偶者の居住の場の確保が困難となっている状況に対処するため、民法の法定相続分までは非課税とする現行の配偶者に対する相続税の軽減措置は維持しつつ、最低保障額の引上げによる負担の軽減を行うべきである。その際、適正な申告を確保するため、軽減対象財産から仮装隠ぺいに係るものは除外することが適当である。

なお、近年におけるいわゆるバブル期の地価高騰とその後の急落及び取引の減衰により、延納に係る分納税額の納付が困難となっている延納選択者を救済するた

め、昭和64年1月1日から平成3年12月31までの間に開始した相続により土地を取得した者に限り、課税価格を収納価額として土地での物納を認める特例措置を講ずるべきである。

(3) 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例

平成4年度に厳しい財政事情に対応するための臨時措置として創設された法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置については、景気への配慮等の観点から、期限の到来をもって廃止すべきである。

2 土地税制

現行の土地税制は、平成3年度の土地税制改革において、

- ① 所得・消費・資産等の間で均衡のとれた税体系を構築するという観点から土地に対する課税の適正・公平を確保するとともに、
- ② 土地基本法の基本理念を踏まえた総合的な土地対策の一環として、税制上の措置が求められたこと

から講じられたものであり、中期答申でも指摘したように、今後ともその着実な実施に努めることが重要である。

現在の厳しい経済情勢の下、土地取引が低迷する中で、土地譲渡益課税の一般的軽減、地価税の税率の引下げ、事業用資産の買換え特例の大幅な拡充等、現行の土地税制について大幅な緩和を求める声が強い。この背景として、企業のリストラ、土地の流動化を促進する上で、現行の土地税制が足かせになっているのではないかとの問題意識があるものと思われる。しかしながら、こうした主張は現行の土地税制の基本を揺るがしかねないものであり、当調査会としては、地価高騰の再発防止や投機的取引の抑制という観点からも、土地税制の基本的枠組みからの逸脱を容認することはできない。

ただし、現行の土地税制においても、例えば、国土政策等の土地政策に資する場合には、譲渡益課税における軽減税率の設定等により負担の軽減が図られているところである。当調査会としては、現在の土地を巡る諸状況、経済情勢等を十分に考慮した上で、現行の土地税制の基本的枠組みの範囲内において、国土政策等との調和に配意しつつ土地の有効利用を促進する観点から適宜・適切な対応を図ることが必要であると考える。

3 課税の適正・公平の確保

(1) 公益法人等に対する課税

公益法人等に対する課税の適正化については、中期答申で指摘したように、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、寄附金の損金算入限度額の特例といった点について検討する必要がある。

これらのうち、軽減税率と寄附金の損金算入限度額の特例は、いずれも公益法人等の法人税負担を軽減するものである。すなわち、公益法人等の収益事業から生ずる所得については、軽減税率が適用されているが、公益事業部門への資産の移転は寄附金とみなして特別の損金算入限度額を設けることによって、収益事業に対する実質的な法人税課税を更に軽減している。したがって、公益法人等について、現行の軽減税率の引上げ又は寄附金の損金算入限度の特例割合の引下げにより、課税の適正化を図ることが適当である。

(2) 交際費課税

交際費については、これを経費として容認した場合には、濫費の支出を助長するだけでなく、公正な取引を阻害することにもなるのではないか、また、企業による巨額な交際費支出が正常な価格形成を歪めているのではないか、といった問題点が指摘されている。そこで、法人の支出する交際費については、原則として、その全額を損金に算入しないこととしている。ただし、中小企業については、一定額(定額控除枠)以下の支出交際費はその全額を損金に算入することとしているため、法人が支出する全交際費の半分近くがなお経費として控除される結果となっている。こうした状況は前述のような交際費課税の考え方から見て問題があるほか、この定額控除枠が商取引において真に必要とされる以上の交際費を支出する誘因となっている面も否定できない。したがって、現行の定額控除枠の範囲内の部分についても、一定割合は損金の額に算入しないこととすべきである。

(3) 使途不明金

企業が税務当局に対し相手先の氏名等を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなりかねないという問題がある。近年、企業の使途不明金の額は多額に上っており、これをこのまま放置することには社会的な問題があること等にかんがみれば、そのような支出を極力抑制する見地から、税制上追加的な負担を求めることもやむを得ないの

ではないかとの意見が少なくない。しかしながら、いわゆる使途不明金問題は、企業経営者のみならず社会的なモラルの問題でもあり、このような問題を是正するために税制を活用することは、厳に慎しむべきであるとの意見も強い。したがって、やむを得ず税制上の措置を講ずるような場合においても、単に支出先が不明であるというだけでいたずらに対象を拡大することのないよう配意する必要があるほか、新たな措置が企業活動や税務執行にどのような影響を及ぼすことになるのか必ずしも予測しがたいことにもかんがみ、時限的なものに止めることが適当である。

(4) 租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化

中期答申において指摘したように、特別償却、準備金等の租税特別措置は、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つとして位置付けられるものである一方、税負担の公平等の税制の基本理念の例外措置として講じられているものである。

したがって、平成6年度改正においても、生活者重視、新社会資本整備、住宅投資促進等最近の新たな政策的要請に応える一方、既に目的を達成したと認められるものや政策効果の乏しいものについては徹底した整理合理化を行う必要がある。

また、マスコミ等旧非課税7事業に係る特例、社会保険診療報酬に係る特例など地方税における非課税等の特別措置については、税負担の公平を確保する観点から、見直しを行い、一層の整理合理化を図るとともに、その新設・拡充を行うことは厳しく抑制すべきである。

4 酒 税

特殊なし好品である酒類については、厳しい財政事情の下で、税負担水準が低下している酒類について負担の回復を図るとともに、近年の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類間の税負担の公平化の観点から税率の調整を行うことにより、適正な税負担水準を確保することが必要である。

具体的には、酒類に係る税負担を、原則として、14円／ℓ(蒸留酒については37円／ℓ)相当引き上げることとし、清酒等の酒類については、原料事情、消費動向等に配慮して、引上げ幅につき所要の調整を行うことが適当であると考える。

なお、酒税については、今後とも社会経済情勢等の変化に応じ、適時、負担のあり方について検討を行うことが適当である。

5 そ の 他

(1) 個人住民税

個人住民税については、最近における国民生活水準の動向等との関連を踏まえて、低所得者層の税負担について配慮するため、現行の所得割及び均等割の非課税限度額を引き上げることが適当である。

(2) 法人住民税の均等割

法人住民税の均等割は、昭和59年度以来、10年間据え置かれており、物価水準等の推移、地域社会との受益関係等を勘案し、その負担が適正な水準となるよう、引き上げを図ることが適当である。

その際、大法人については、既に全体として相応の負担水準となっていること、資本金等の額が小さい法人に係る現在の税率は、事業活動を目的とする法人にとって、地域社会の費用の負担水準としては低いものであると考えられること、等を考慮することが適当である。

(3) 不動産取得税・登録免許税

不動産取得税及び登録免許税は、その課税標準に固定資産税評価額を用いているが、平成6年度の固定資産税の評価替えにおいては、宅地等の評価について地価公示価格の7割程度を目標に評価の均衡化・適正化を図ることとされている。その結果、宅地等の評価額は全国平均で3倍程度上昇することが見込まれるので、今回の評価替えに係る期間に限り、宅地等に係る課税標準の上昇について何らかの配慮を行うことが必要であると考える。

〔参考〕

本答申の審議開始に先立ち、平成5年11月19日の「今後の税制のあり方についての答申」を受けて平成5年11月24日地方ヒアリングが開催された。その際、意見を述べた者は次のとおりである。(敬称略)

1 札幌ヒアリング

安念正義(北海道電力株副社長)
工藤 寛(連合北海道副事務局長)
國井和夫(北海道消費者団体連絡会事務局長)
小林好宏(北海道大学経済学部教授)
今基芳(「雪の美術館」館長)
谷口勝(北海道農業協同組合中央会営農生活部長)
藤本長章(帯広商工会議所副会頭、(株)藤丸代表取締役社長他)
渡辺たえ子(主婦、貯蓄推進委員)

2 仙台ヒアリング

安曇祥二(仙台青年会議所監事、マルホン株代表取締役社長)
渥美重幸(株)河北新報社論説委員長
泉田 孜(東北電力株労務部給与課長)
岡崎光治(作曲家)
熊谷哲周(農業、岩手県農協青年組織協議会会长)
高橋雄次(連合福島会長、富士通労組会津支部執行委員長)
廣谷円三(宮城県厚生年金受給者協会会长)
藤村恵子(主婦、山形県消費生活団体連絡協議会会长)

3 名古屋ヒアリング

石塚盈代(富山女子短大教授)
大場泰裕(名古屋青年会議所専務理事、大冷工業株管理本部副本部長)
大樋長左衛門(陶芸家)
門野史明(東海銀行株調査部長)
中村敏子(愛知県消費者団体連絡会事務局、めいきん生協パート職員)
三浦友裕(連合愛知専従役員(教育・広報局長))
山岡正和(農業)

山 田 雅 俊(名古屋市立大学経済学部教授)

4 大阪ヒアリング

岡 田 熊(東洋紡績株常務取締役)
貴 志 吉 延(京都商工会議所常議員、明成化学工業株代表取締役社長)
小 林 謙 三(和歌山商工会議所会頭、大洋木材株代表会長)
柴 田 範 幸(連合大阪会長)
高 橋 叢 子(主婦、大阪府教育委員会教育委員、大阪国際文化協会会长他)
林 宜 嗣(関西学院大学経済学部教授)
松 尾 保 博(大西衣料株経理本部課長)
松 下 孝 美、美智代(漫才師(宮川大助・花子))

5 広島ヒアリング

今 西 和 男(サンフレッチャ広島F C総監督)
角 本 典 子(鳥取県立保育専門学院講師)
高 田 武 子(主婦、福祉ボランティア、岡山市教育委員会委員他)
信 藤 整(広島商工会議所副会頭、マツダ株代表取締役副社長)
原 田 康 夫(広島大学学長)
森 川 武 志(連合広島会長、マツダ株労組委員長)
山 田 琢 三(農業、香川県農業士連絡協議会会长他)
山 中 光(株)マルニ代表取締役社長)

6 熊本ヒアリング

阿 部 順 子(主婦)
新 垣 典 子(琉舞研究所主宰、沖縄県伝統芸能舞踊後継者)
鈴 木 健 二(熊本県立劇場館長)
長 野 吉 彰(株)肥後銀行代表取締役会長)
野 村 稲 穂(まるの漁業株代表取締役社長)
長谷川 裕 一(株)はせがわ代表取締役社長他)
福 島 将 美(連合熊本会長)
渡 辺 秀 利(熊本県厚生年金受給者協会熊本西部会会长代行)

